

第五十号の十三様式(第十条の五の二十二関係)(A4)

構造方法等の認定をしない旨の通知書

		第		号
		年	月	日
申請者	様			
		国土交通大臣		印
1. 申請年月日	年	月	日	
2. 当該申請に係る構造方法等の名称				

建築基準法
上記による構造方法等については、下記の理由により 建築基準法施行令 第 条第
建築基準法施行規則
項第 号 の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。
なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以
内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の
翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をする
ことができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした
場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に国
を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴
えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算
して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴え
を提起することができなくなります。)
(理由)